

項 目	No	質 問	回 答
手すりの 取り付け	1	既存手すりがグラついているため、それを撤去して同じ場所に新たな手すりを取り付けたい。	給付対象外。 単に老朽化（ぐらつき、破損）したとの理由は認められない。
	2	既存手すりの高さが合わないので既存手すりを再利用して位置を変更したい。	利用者の現在の身体状態から必要と認められる場合は移設費用のみ対象となる。
	3	既存手すりが細く握れないので、利用者が安全に握れる手すりに交換したい。	利用者の現在の身体状態から必要と認められる場合は対象となる。ただし、既存手すりが利用者に適さない状況を詳しく理由書に記載すること。また、既存手すり和新設手すりが比較できる写真等も添付すること。
	4	以前介護保険で手すりを設置したが、本人の動作と合わないことが判明したので手すりを別の箇所に付けなおしたい。	給付対象外。 設置する前に十分にアセスメントをする必要がある。
	5	造り付けの靴箱に手すりをつけたい。	固定してある家具であれば対象となる。固定されていることが分かる写真を添付すること。
	6	手すりの取り付けにネジが使用できない壁なので、固定剤（接着剤）で取り付けたい。	給付対象となる。ただし、両面テープは対象外。
	7	花壇の手入れのために庭への出入り口に手すりを付けたい。	給付対象外。 日常生活を維持するために必要不可欠な生活動線(居室・トイレ・浴室・干し場・出入りしている玄関から道路までの敷地内通路等)に限られる。趣味・趣向に関するものは認められない。
	8	店舗兼居宅であり、仕事のために店舗への出入り口に手すりを付けたい。	給付対象外。 居住スペースのみ対象となる。
	9	各階にトイレがあり、各階のトイレに手すりを設置したい。	主に使用しているトイレのみ対象となる。
	10	手すり取り付けの下地補強の際、クロス張り替えが必要になった場合のクロスの費用は対象となるか。	下地補強した部分のみであれば対象となるが、壁全体を張り替えた場合は対象とならない。
	11	勝手口から出入りしているが、玄関からも出入りする時があるので、両方に手すりをつけたい。	給付対象外。 原則として、生活動線上で主に使用している出入口のみ対象となる。ただし、洗濯物干し場が屋外にある等、日常生活上で必要不可欠な動作として勝手口の使用が認められる場合は対象となる。
段差の 解消	12	居室から屋外に出るため、掃き出し窓にスロープを設置したい。	玄関からの出入りが困難であり、日常生活上の移動経路を玄関から掃き出し窓へ変更せざるを得ない場合は対象となる。ただし、理由書に詳細を記載すること。
	13	スロープを設置する際に、床を解体する必要があるが対象となるか。	付帯工事として対象となる。ただし、必要上の解体範囲とする。

項 目	No	質 問	回 答
段差の 解消	14	玄関アプローチの飛び石を撤去して、コンクリートで平らにしたい。	身体状況により対象となる。ただし、実際通路として使用する範囲のみ給付対象となる。
	15	階段の段数を増やし緩やかにしたい。	身体状況により対象となる。
	16	玄関たたきの奥行きが狭く足を踏み外す恐れがあるため踏面を伸ばしたいが対象となるか。	給付対象外。 踏面を伸ばすことは元々の高さが変わらないため該当しない。
	17	洗濯物を干す際、掃き出し窓から庭へ出る段差が大きく出入りできないので、ベランダ全体を段差解消したい。	給付対象外。 ただし、踏み台を設置する範囲のみの段差解消は対象となる。※踏み台を設置する幅は140 c m
	18	浴室床の段差解消のため、すのこを浴室に設置したい。	給付対象外。 ただし、既製品のすのこを加工する場合や、特注のすのこを作成し、ネジ止め等の取り付け工事により固定する場合は対象となる。
	19	屋外スロープを木材で作成したい。	原則、給付対象外。 ただし、木材でしか作成できない家屋状況や何らかの事情がある場合は、保険者へ要相談。
	20	スロープの幅や勾配についての制限はあるか。	スロープの勾配は、車いす他操の場合は最低でも1／8を目安とし、車いす自操の場合は、1／12程度の勾配が必要となる。 スロープ幅については、人や車いすの通路部分のみが対象となる。幅の目安は、沖縄県福祉まちづくり条例における敷地内通路幅140 c mですが、利用者の身体状況や家屋環境を踏まえ、安全面を確保可能であれば、適宜判断する。
	21	浴室が狭いため、浴槽を撤去したい。	入浴(介助を含む)の際に浴槽が支障になっている場合は対象となる。ただし、浴室の寸法や介助状況等をしっかり理由書等に明記する必要がある。 浴槽撤去後の壁面の補修費は 給付対象外 。
	22	浴室床の嵩上げ工事を行ったが、浴室床が上がったために、次の工事は付帯工事として認められるか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったため、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げるなどの工事。 ③ ②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修または取替の工事。	①～③のいずれの場合も対象となる。 ただし、今後浴槽の使用がなく、②③の工事を行わず浴槽のみを撤去する場合、撤去費用は対象外となる。また浴槽部分の嵩上げ費用も対象外となるため按分となる。

項 目	No	質 問	回 答
滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	23	車いすの通行により、傷んだ廊下の板材を張り替えたい。	給付対象外。 老朽化や物理的な摩耗、消耗を理由としたものは対象とならない。
	24	現在は使用していない部屋を、これから寝室として使用するために畳から板材に変えたい。	給付対象外。 原則として、現在使用していない部屋は対象とならない。ただし、介護上の必要性などにより別の部屋への移動が適切と認められる場合は、例外的に対象となることもある。
	25	滑り防止のために床材の表面に溝をつけるなどの加工する場合は床材変更として給付対象となるか。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	26	フロアから畳へ変更したい。	原則、畳への変更は 給付対象外 。住宅改修の床材変更は「滑りにくい床材への変更」を想定しているため。 ただし、転倒時の衝撃緩和など安全上必要と認められる場合には、例外的に以下の床材変更が給付対象となる場合がある。 ・板制床材（フローリング等）⇒畳への変更 ・畳⇒衝撃緩和機能付きの畳への変更
	27	床に置くだけの滑り止め用床材は給付の対象となるか。	固定剤（接着剤等）で張り付けた場合は対象となる。また、浴室等に防滑塗料の塗布を行う工事も対象となる。
	28	浴室の段差解消と滑りやすいタイルの改修をしたいが、タイルが割れている箇所がある。どれくらい割れていたら老朽化と判断されるのか。	タイルの総面積の1／3以上が割れている場合は、老朽化と判断し給付対象外となる。
引き戸等への扉の取替え	29	扉を右開きから左開きにするために吊元を交換したい。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	30	ドアノブをレバー式に交換したい。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	31	既存の扉が重く、開閉が容易でないため扉の取替したい。	身体的な状況から開閉が容易でないという理由であれば対象となる。ただし、老朽化により開閉できなくなった扉であれば給付対象外である。
	32	トイレの間口が狭く移動が困難なので、間口を広げたい。（例：車イス、歩行車が入りできない）	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	33	扉を新設したい。	給付対象外。 新設は対象とならない。 ただし、被保険者の身体状況及び家屋状況等を考慮し、既存の扉を利用できないようにしたうえで、扉を新設するのであれば、「扉位置の変更」として取り扱い給付の対象となる。

項 目	No	質 問	回 答
引き戸等への扉の取替え	34	扉の取替えの際に不要になった扉等の撤去費用及び処分費用は給付の対象となるか。	付帯工事として対象となる。
	35	引き戸への取替えで、壁面にあるコンセントが支障となる、コンセントの移設費は対象となるか。	付帯工事として対象となる。
	36	浴室の扉をシャワーカーテンに変えたい。	原則として 給付対象外 。シャワーカーテンは扉の役割を果たしていないため。ただし、ドア枠が狭くアコーディオンカーテン等のドア設置ができない等の特段の事情がある場合は、保険者へ要相談。
洋式便器等への便器の取替え	37	既存の洋式便器を洗浄機能付き洋式便器に交換したい。	給付対象外 。
	38	和式便器から洗浄機能付き洋式便器に交換したい。	洗浄便座一体型の洋式便器を取り付ける場合にあっては対象となる。
	39	身体に麻痺があることから、既存洋式便器に座れないため、便器の向きを変えたい。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	40	汲み取り式の和式便器から洋式便器に交換したい。	洋式便器本体は給付対象だが、水洗化工事は給付対象外。
	41	既存の水洗式の和式便器から洋式便器に交換したい。	洋式便器本体の費用に加え、給水管の長さ・位置変更などの必要最低限の給排水工事も給付対象となる。
	42	既存の洋式便器の高さを高くしたい場合、洋式便器をかさあげする工事は対象となるか。	身体状況に応じて必要であれば対象となる。
	43	既存の洋式便器の高さを高くしたい場合、補高便座を使って高くするのは対象となるか。	特定福祉用具購入となるため 給付対象外 。ただし、ボルト等で便器に固定するタイプの補高便座であれば給付対象となる。
	44	既存の洋式便器の高さを高くしたい場合、高さのある洋式便器に取替えるのは対象となるか。	質問42.43での対応を検討した上で支障がある場合に限り支給対象となる。
	45	外にある和式便器を撤去して、居室の隣に洋式便器を移したい。	新設とみなされ、 給付対象外 。ただし、洋式便器の購入費のみ対象となる。 また、既存の和式便器はそのままにし、新たに洋式便器を設置する場合は、取替えにあたらなため 給付対象外 。
	46	和式便器から洋式便器に改修する際、工期が数日かかるため仮設トイレを設置したい。費用は対象となるか。	給付対象外 。

項 目	No	質 問	回 答
その他	47	住民票の住居以外の住居を改修した場合、給付対象となるか。	給付対象外。 住民票の住所地の住宅改修のみ対象となる。
	48	新築する際に、介護保険の住宅改修を利用したい。	給付対象外。 ただし、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は支給対象となる。
	49	増改築の際に、介護保険の住宅改修を利用したい。	間取り変更や部屋の新設などの大規模工事そのものは 給付対象外 。ただし、その中でも「介護目的で必要な部分」であり、以下のような場合は対象となる。 例 1) 本人の移動線上において廊下を広げた際、拡幅部分に手すり設置の場合 ⇒手すり代 + 取付工事費が給付対象。 例 2) トイレを拡張し、和式便器を洋式便器に取替えた ⇒便器代 + 取替工事費が給付対象。
	50	同じ敷地内に住宅を建て替えた場合、住宅改修費はリセットされるか。	給付対象外。 建て替えは転居ではないため。
	51	外出の際、道路に出るまでの通路が 2 か所ある。両方に改修することは可能か。	2 か所から道路へ出るための経路がある場合、通常は道路に近い出口が想定される。ただし、敷地の状況から改修によって容易に移動が可能となる場合は、遠回りとなっても改修が可能である。いずれか 1 か所の改修が原則となる。
	52	同一世帯に被保険者が二人以上の場合、同一の工事に重複して申請してもよいか。	改修箇所を複数で按分することはできない。支給限度額は被保険者ごとに管理されるため、その範囲が重複しないように申請されるものとする。
	53	現在入院しているが退院に向けて住宅改修をしたい。	退院の見通しがついた段階で、事前に市町村に確認した上で住宅改修の申請をすることは差し支えない。ただし、退院前の一時帰宅により施工箇所や施工位置を本人・家族に確認すること。また、完全に居宅へ退院するまで支給申請はできない。万一、居宅に戻れなかった場合は、全額自費になることを了承の上で申請すること。（介護保険施設等を退所する場合においても同様の取り扱い）
	54	施設に入所中であるが、月に数回一時帰宅する時のために住宅改修したいが対象となるか。	給付対象外。 施設入所の生活の拠点は施設にあるので、外泊時であっても在宅サービス(住宅改修費を含む)は算定できない。

項 目	No	質 問	回 答
その他	55	着工時点では存命であったが、完成日前日に死亡した場合、住宅改修費は支給されるか。	死亡する前日までの総工事期間のうち、要介護（支援）認定の有効認定期間末日までに完成された部分の工事費用についてのみ住宅改修費を支給する。
	56	着工時点では要介護（支援）認定されていた者が、その後の更新認定で非該当となった場合、住宅改修費の請求は可能か。	非該当となった時点で受給資格を失うため、総工事期間のうち、要介護（支援）認定の有効認定期間末日までに完成された部分の工事費用についてのみ住宅改修を支給する。
	57	介護認定申請中に住宅改修の事前申請をしてもよいか。	差し支えない。ただし、非該当になった場合は給付の対象とはならない。
	58	着工時点では負担割が1割だったが、領収日に3割になっていた。領収書は何割負担分になるか。	領収日の負担割合が基準となる。
	59	住宅改修の支給申請の時効は何年か。またその起算日はいつになるか。	時効は2年であり、起算日は利用者が代金を完済した領収日の翌日である。
	60	事前に承認を受けた工事に変更が生じた場合、どのように対応したらよいか。	必ず施工前に高齢者支援課給付係担当へ連絡すること。変更内容によっては再度の申請が必要となる場合があるため注意すること。